

『在宅医療点数の手引』 2018 年度改定版 正誤及び追補 (2019.5.18現在)

※ 2018 年 10 月末以降に新たに示された告示・通知等は追補として、以下に■で示している。

頁	訂正箇所	誤	正
17	下から1行目	合計回数が週4回以上	合計日数が週4日以上
■28	左段上から11行目を右のように改める	㉔ エミシズマブ製剤 ㉕ イカチバント製剤 ㉖ サリルマブ製剤 ㉗ 生理食塩液（在宅血液透析患者に対して使用する場合及び㉑～㉔に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る） ㉘ 注射用水（㉑～㉔に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る）	
45	下から8行目	緊急の往診数、 カンファレンスの開催状況 等を地方厚生局長等に報告（様式11の3）	緊急の往診数等を地方厚生局長等に報告（様式11の3）
45	下から5行目	在宅看取り数等を地方厚生局長等に報告（様式11の4）	在宅看取り数、 カンファレンスの開催状況 等を地方厚生局長等に報告（様式11の4）
70	左段下から2行目	医師が 2名 以上配置	医師が 1名 以上配置
82	2. 70歳未満の高額療養費の表下に追加	※70歳未満において限度額適用認定証の提示がされた場合は、特記事項欄に略号・略称を記載する。ただし、70歳未満の高額療養費に該当しない患者は、特記事項欄への記載は不要である。	
83	3. 70歳以上の高額療養費の表下に追加	※限度額適用認定証を受けているにも関わらず、窓口にて提示がなかった患者は、窓口負担割合によって「現役並みⅠ・Ⅱ」の患者は「現役並みⅢ」、「低所得Ⅰ・Ⅱ」の患者は「一般」の自己負担限度額で徴収することになる。	
119	(B)施設入居時等医学総合管理料の表中「3上記以上」→「月1回」→「2～9人」	775	725
126	右段上から17行目	当該患者以外の患者に対し、 月2回以上 継続	当該患者以外の患者に対し、継続
140	Zさんのレセプト摘要欄上から3行目	*単一建物診療患者数3人	削除
152	左段上から18行目	頻回の訪問看護を指示した日から14日以内は、	頻回の訪問看護の必要を認めた診療の日から14日以内は、
■228	右段下から10行目からの①と②を右に差し替え	① 血糖コントロールが不安定な1型糖尿病患者であって、持続皮下インスリン注入療法を行っている者及び間歇注入インスリンポンプと連動していない持続血糖測定器を用いる場合であって皮下インスリン注入療法を行っている者。 ② 低血糖発作を繰り返す等重篤な有害事象がおきている血糖コントロールが不安定な2型糖尿病患者であって、医師の指示に従い血糖コントロールを行う意志のある、持続皮下インスリン注入療法を行っている者。ただし、間歇注入インスリンポンプと連動していない持続血糖測定器を用いた場合は除く。	
■228	右段最後尾に追加	ただし、間歇注入インスリンポンプと連動していない持続血糖測定器については「(a)算定の原則(2)」の加算を算定できず、間歇注入インスリンポンプを併用した場合には間歇注入シリンジポンプ加算を併せて算定できる。	
■229	左段上から13行目下に追加	(5) 間歇注入インスリンポンプと連動していない持続血糖測定器については、急性発症又は劇症1型糖尿病患者に限り、かつ以下の項目を満たした場合に限り算定できる。 ① 関連学会が定める適正使用指針を遵守して使用している。 ② 本医療機器を使用する患者にあつては、1日あたり少なくとも2回の自己血糖測定を行っている。 ③ 皮下連続式グルコース測定に関する施設基準の届出を行っている医療機関である。 ④ 糖尿病の治療に関し、専門の知識及び少なくとも5年以上の経験を有する常勤の医師が1名以上配置されている。 ⑤ 糖尿病の治療及び持続皮下インスリン注入療法に従事した経験を2年以上有し、適切な研修を修了した常勤の看護師又は薬剤師が1名以上配置されている。なお、ここでいう適切な研修とは、次の要件を満たすものである。 (イ) 医療関係団体等が主催する研修である。 (ロ) 糖尿病患者への生活習慣改善の意義・基礎知識、評価方法、セルフケア支援、持続血糖測定器に関する理解・活用及び事例分析・評価等の内容が含まれているものである。 ⑥ エ又はオ掲げるものが、患者又は患者家族等に対し、持続血糖測定器の使用方法的十分な説明や持続血糖測定器の結果に基づく低血糖・高血糖への対応等、必要な指導を行う。 (6) 間歇注入インスリンポンプと連動していない持続血糖測定器を用いる場合は、患者ごとに指導者名が記載されている指導記録を作成し、患者に提供する。また、指導記録の写しを診療録に貼付する。	
■230	右段上から13行目を右のように改める 下線部追加	㉙ エミシズマブ製剤 ㉚ イカチバント製剤 ㉛ サリルマブ製剤 ㉜ 注射用水（㉑～㉔に掲げる注射薬を投与す	
257	左段上から14行目	(b) 留意事項 在宅経管栄養法用栄養管セット加算と注入ポンプ加算とは、併せて算定することができるが、それぞれ月1回に限り算定する。	削除
581	下から1行目 QA501	フラッシュ ブ ルコース	フラッシュ グ ルコース

679	レセプト摘要欄 上から12行目	* <u>19</u> 日、患者の容態急変のため…	* <u>21</u> 日、患者の容態急変のため…
722	レセプト 80 その他→その他	<u>2660</u>	<u>2360</u>
722	レセプト 療養の給付→保険→請求	<u>3558</u>	<u>3258</u>
722	レセプト 摘要欄	*精神科訪問看護指示料 300×1	削除
756	請求額集計欄 【たて軸】訪問看護 【よこ軸】12 公費請求額	<u>4774</u>	<u>4744</u>
756	請求額集計欄 【たて軸】合計 【よこ軸】12 公費請求額	<u>5362</u>	<u>5332</u>

最新の正誤表については、保団連 HP(<https://hodanren.doc-net.or.jp/>)でも紹介していきますので、ご確認ください。

保団連正誤表

検索

<https://hodanren.doc-net.or.jp/>

